

オンライン申請される方		窓口で申請される方		住民票の写し その他書類 紛失一般旅券等届出書(一通) 前回取得した旅券 本人確認のための書類 ※コピー不可 パスポート用の写真 戸籍謄本(全部事項証明書) ※1(一通) 一般旅券発給申請書(一通)									
●マイナンバーカードをお持ちの方は オンライン申請が可能です ・戸籍謄本・本人確認書類が不要 ・24時間申請可能で、来所は受取時のみ ・手数料が窓口申請よりも400円安い ・クレジットカードで全額お支払い可能 オンライン申請はこちらから→ 		埼玉県内に住民登録又は 居所がある方が申請できます 以下の①～⑧の中から、ご自身の状況に当て はまるものを選び、右欄に記載された書類 (○印等のついたもの)をご持参ください。											
① 初めての旅券申請	(新規申請)	○	○	1枚	○							原則不要 ※4	
② 前回取得した旅券の有効期限切れ	(新規申請)	○	○	1枚	○	※3							
③ 有効旅券の記載事項に変更がある	(残存有効期間同一申請/切替新規申請)	○	○	1枚		○							
④ 有効旅券の残存有効期間が1年未満になった	(切替新規申請)	○		1枚		○							
⑤ 有効旅券の査証欄の余白が少なくなった	(残存有効期間同一申請/切替新規申請)	○	※2	1枚		○							
⑥ 有効旅券が損傷している	(切替新規申請)	○		1枚	○	○							
⑦ 有効旅券の紛失・焼失等により新たに旅券を申請する	(新規申請)	○	○	2枚	○			○	P2参照				
⑧ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国した	(新規申請)	○	○	1枚	○				P2参照				

一般旅券発給申請書

令和5年3月版以降のもの

18歳未満の方は5年用、18歳以上の方は10年用有効旅券の申請となります。
・外務省のホームページで、ダウンロードすることも可能です。

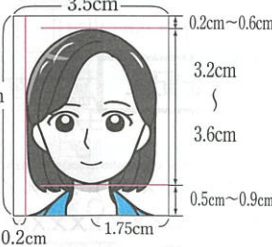
戸籍謄本(全部事項証明書)

最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたもの

・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、1通とすることができます。
※1 戸籍抄本(個人事項証明書)や戸籍の附票では受付できません。
※2 原則として不要ですが、旅券が著しく損傷しているとき、身分事項ページが一部でも読み取れないとき、親権者や国籍などを確認できないときなど、戸籍謄本が必要な場合があります。

写真

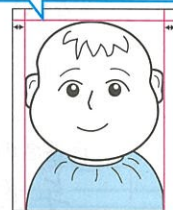
(カラー、白黒いずれでも可)



(提出前6か月以内に撮影したもの)

・申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの(ふちなし)をお持ちください。
・写真は申請書に貼らず、裏面に名前は記入しないでください。
※不適切な写真は、申請をお受けできず撮り直していただく場合があります。
《不適切な写真例》詳しくは3ページをご覧ください。
・左図の寸法を満たしていないもの。(顔の寸法は頭頂からあごまで)
・明るさやコントラストが適切でないもの。
・変色、傷、汚れのあるもの。
・自撮りの場合、写真専用紙を使用し鮮明な画像で印刷してください。
・目の周辺に髪の毛、つけまつげ等の一部やその影が入らないようにしてください。
※より確実な本人確認のため、眼鏡を外した写真を推奨します。
・イヤホンや大きな装飾品(ピアス、髪留め等)は不適当です。
・カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトの装着も不適当です。

乳幼児などの丸顔の場合の注意点
左右に2mm程度の余白がないと耳が入らないことがあります。



本人確認書類

有効な原本(コピーは不可)

本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ヨミカタ、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。

※該当するものがない方は、必ず事前にご相談ください。
※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの確認書類が必要です。

① 次のものは1点持参してください。 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、偽造防止・写真付き身体障害者手帳など
② ①がない場合は、次の2点(「イ+ロ」又は「イ+イ」)を持参してください。(「ロ+ロ」は不可) イ ・各種健康保険(健康保険、国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療)の資格確認書、介護保険証、こども医療費受給資格証 ・国民年金手帳(証書)、厚生年金保険年金証書、共済年金証書、恩給証書 ・印鑑登録証明書(6か月以内のもの)+実印(印鑑登録カードでは不可)など
ロ ・次のうち「写真付き」のもの(学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書など) ・有効期間の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの、ただしイのこども医療費受給資格証との組合せは不可)など

前回取得した旅券

※3 有効期限切れの旅券は、できるだけお持ちください。確認後、穴あけ処理をしてお返しすることができます。
・有効な旅券をお持ちの方は、有効な旅券を提示しないと申請ができません。

住民票の写し

※4 埼玉県内に住民登録している方は、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できるので不要です。
・以下の方は、住民票の写しが必要です。(※申請日前6か月以内に発行された個人番号記載なしのもの)
①埼玉県内に居住しているが、住民登録と実際の住所が違う方 (2ページ参照)
②令和8年7月～11月までの第3土曜日の翌日の日曜日に、県パスポートセンターで申請される方
※住民登録の変更直後は、直ちに上記システムに反映されない場合があります。

●申請に当たっての注意事項●

切替申請（有効期間内の申請）

必ず有効旅券をお持ちください。
新しい旅券は旅券番号が変わります。

次に該当する場合は新たな旅券に切替ができます。ただし、旧旅券の残りの有効期間は切捨てになります。

- 残りの有効期間が1年未満になった場合
- 査証欄に余白がなくなった場合
- 旅券面の記載事項（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更があった場合
- 損傷した旅券を作り直す場合
- 訂正旅券（旅券の追記欄に記載することにより訂正した旅券）を作り直す場合

残存有効期間同一申請

必ず有効旅券をお持ちください。
新しい旅券は番号が変わります。

有効旅券に記載されている氏名・本籍地の都道府県名等が変更になった場合、または、旅券の査証欄に余白がなくなった場合は、残りの有効期間と同一の期間を有効期間とする「残存有効期間同一旅券」を申請できます。

※申請に必要な書類等は旅券窓口までお問い合わせください。

居所申請※5

代理提出はできません。
必ず申請者本人がお越しください。

住民登録とは別の場所（埼玉県内）に居住し、その居住事実を立証できる場合、又は海外からの一時帰国者が埼玉県内に滞在している場合には、埼玉県の旅券窓口で申請することができます。

●居所申請のできる方は1ページの「申請に必要な書類」の他に次の書類が必要となります。

住民登録と実際の居住地が違う 学生、単身赴任者等

- 個人番号省略の住民票（提出前6か月以内のもの）
- 居所申請申出書
- 居所の立証資料
 - ・居所の記載のある { 学生証又は在学証明書
勤務先の社員証又は在職証明書
- ・居所あてに届いた最新（6か月以内）の郵便物（消印が確認できるもの）
- ・居所が記載された最新（6か月以内）の公共料金領収書

埼玉県内に滞在する一時帰国者

- 居所申請申出書
- 一時帰国の立証書類
 - ・長期滞在査証又は再入国許可のある日本国旅券
 - ・外国政府が発行した外国人登録証、永住証明書、再入国許可証、滞在許可証

※右記の欄に記載の書類をご用意できない方は、事前に電話でお問い合わせください。

※海外から転入された場合、住民登録をしても一時帰国者と同様の書類が必要となる場合があります。

（居所申請申出書は県ホームページからダウンロードするか旅券窓口で入手してください。）

●二重国籍の方は、お持ちの旅券（日本国旅券及び外国旅券）を提示してください。

未成年者の申請

5年旅券の申請となります。

申請書裏面の「法定代理人署名」欄（記入例5ページ⑤）に親権者である父又は母の署名（自筆）が必要です。

- 親権者が遠隔地にいる場合は、親権者の署名（自筆）のある「同意書」を提出してください。（同意書は県ホームページからダウンロードするか旅券窓口で入手してください。）

申請書の代理提出

※5、※6の場合や損傷した旅券を作り直す場合、ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合は申請者本人が来所してください。

申請書は、代理人でも提出できます。（例外あり。また、受取は必ずご本人です。）

- 申請書の記入に当たっては、「記入例」（4～5ページ）をご覧ください。申請書表面の③、④、裏面⑥は、必ず申請者本人が記入してください。また、申請に必要な書類一式を代理人に持参させてください。
- 代理の方も本人確認書類が必要です。
- 1団体10人以上の代理提出を行う場合は、事前に電話予約が必要です。また、受け取りまでの期間は通常より長くなります。

紛失・焼失等の届出※6

代理提出はできません。
必ず申請者本人がお越しください。

有効期間中の旅券を紛失・焼失等した場合は、すみやかに届け出る必要があります。届出には、写真1枚（1ページの規格）及び次のいずれかが必要になります。

- 警察に遺失届等を提出した場合は、届け出た警察署名と届出受理番号
 - 消防署又は市町村の発行する、り災証明書
- ※届出によって旅券は失効し、使用できなくなるため、旅券を発見したこと等による届出の取下げはできません。
- ※その他不明な点があれば、旅券窓口にお問い合わせください。

届出後、新規の旅券を申請することができます（届出と同時申請可）。この場合、写真（1ページの規格）は2枚必要になります。

※海外で旅券を紛失し、「帰国のための渡航書」で帰国した方で、新規の旅券を申請する場合は、1ページの「申請に必要な書類」の他に「帰国のための渡航書」が必要となります。

刑罰欄該当の場合

事前相談・来所予約が必要です。

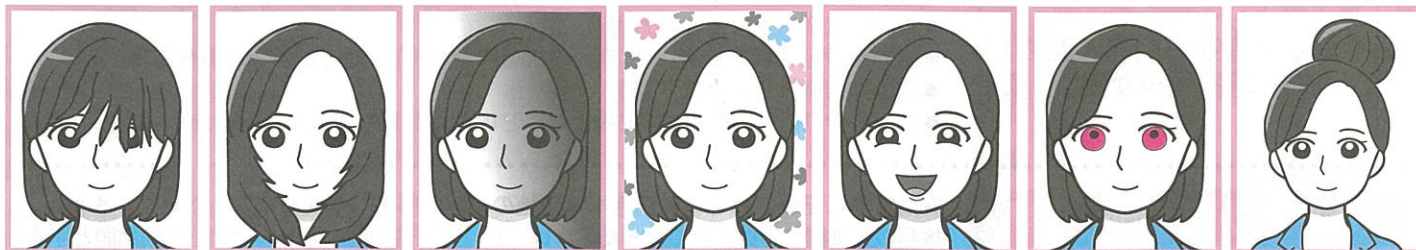
申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、1ページの「申請に必要な書類」の他に提出していただく書類がありますので、8ページ②県の旅券窓口で電話でお問合せの上、予約した日時にご本人がお越しください。（オンライン申請の場合も来所が必要です）

- 審査には2か月程度かかります。余裕をもってご相談ください。

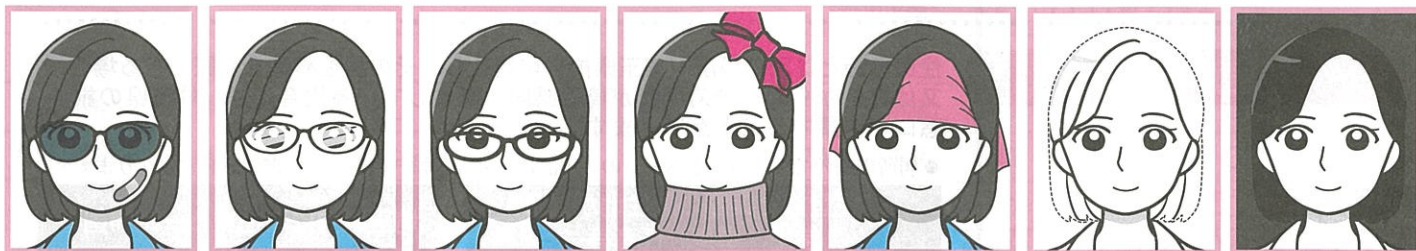
不適当な写真例

1

次のような写真は受付できません。イラストの例に当てはまらない写真であってもパスポート用写真としてふさわしくないもの（左右が反転している、焦点があっていないなど）、規格を満たさないもの（顔が中心部分から左右に寄っている、顔の大きさが大きすぎたり小さすぎたりするなど）は撮り直しをお願いする場合があります。



- 1 髪が目にかかって目元が見えないもの
2 顔の輪郭が隠れるもの
3 顔や背景に影のあるもの
4 椅子や壁紙の模様など背景のあるもの
5 平常の顔貌と著しく異なるもの(笑すぎなど)
6 瞳がフラッシュ等で赤く写ったり、フラッシュやライトの形状が写り込んだもの
7 頭髮のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの



- 8 色付きの眼鏡・サングラスの着用や絆創膏のあるもの
9 照明が眼鏡に反射し目にかかっているもの
10 眼鏡のフレームが目にかかっているもの
11 衣服、マスク、スカーフ等の装飾品により顔の一部が隠れているもの
12 帽子、幅の広いヘアバンドなどにより頭部が隠れているもの
13 人物と背景の境目がわかりにくいもの

※眼鏡非着用を推奨します。

写真の規格については、外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」もご覧ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html



ヘボン式ローマ字一覧

は特に誤りやすいのでご注意ください。

2

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N(M)	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	ゐ		ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I		GI	JI	Ji	BI	PI
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る			ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU			GU	ZU	ZU	BU	PU
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ		げ	ぜ	で	べ	ぺ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E		GE	ZE	DE	BE	PE
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を		ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO

撥音の「ん」は「N」で表記する

(例) かんだ KANDA

【特例】

B・M・Pの前では「N」ではなく「M」で表記する

(例) なんば NAMBA

(例) ほんま HOMMA

長音の「O」「U」は記入しない

(例) おおた OTA

(例) さいとう SAITO

(例) ようこ YOKO

(例) りょうへい RYOHEI

促音の「っ」は子音を重ねる

(例) はっとり HATTORI

(例) べっぴん BEPPU

【特例】ち(CHI) ちゃ(CHA) ちゅ(CHU) ちょ(CHO)音に限り、その前に「T」を加える

(例) ほっち HOTCHI

●ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合は、事前に電話又は窓口にお問い合わせください

●旧姓併記

旧姓を旅券に追記したい方は、旧姓が確認できる書類（戸籍謄本、住民票の写し、個人番号カードのいずれか）を提示又は提出してください。

●別名併記

国際結婚、二重国籍等の理由により、戸籍上の氏名以外の姓や名を旅券に記載する必要がある場合には、別名として併記することができる場合があります。希望する場合は日本国又は海外の公的機関が発行した綴りの確認できる書類（出生証明書、配偶者や父母の外国旅券等）を本人が提示又は提出しご相談ください。

登録した旅券のローマ字氏名表記は、原則として、変更できませんのでご注意ください

記入例 この記入例は 5 年用、10 年用共通です。

一部レイアウト等が異なる場合がありますが、記入(入力)する項目及び留意事項は同じです

- ・一般旅券発給申請書は 5 年用、10 年用及び残存期間同一用があります。
- ・18 歳未満の方は 5 年用の申請書を、18 歳以上の方は 10 年用の申請書を使用してください。
- ・申請書は機械読み取り用ですので、ていねいに記入してください。また、折り曲げたりしないでください。
- ・所持人自署は訂正できません。

黒又は紺のインクのボールペン又は万年筆で記入し、サインペン及び消せるインクのペンは使用できません。

3

所持人自署

サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人(小学生以上)がローマ字か日本語で署名してください。(小学生等で漢字が書けない方は、ひらがなでも可。)未就学の幼児でもひらがなが書ける場合は、ご本人が署名してください。二度書き、なぞり書き、かすれ、ぼたもれは、受付できません。

(本人署名の例)

漢字で書く場合

桜木 藤子

ローマ字で書く場合

Sakuragi Fujiko

幼児等がひらがなで書く場合

さくらぎ ふじこ

乳幼児等(小学校入学前)で申請者本人が署名(サイン)できないときは、父又は母が代筆し、代筆者名を枠の下欄に記入(自筆)してください。

(代理署名の例)

与野 太郎

与野 桜(母)代筆

与野 太郎

by K. Yono (Father)

Taro Yono

by S. Yono (Mother)

住民票どりの住所を記入してください。(簡略表記も可)

渡航中の国内の連絡先を記入してください。(一緒に渡航しない親族等)

表

一般旅券発給申請書												5年用			
新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)															
受理年月日		年		月		日		受理番号		年		月		日	
窓口記入欄		年		月		日		窓		口		記入欄		確認	
有効期間		5		子供		発行年月日		交付年月日		旅券番号		1		2	
氏名(左詰めで記入)															
フリガナ(カタカナで記入。濁点及び半濁点は「マ」内に「ガ」「バ」等と記入してください。)															
姓(戸籍に記載のとおり、かき書体で記入してください) 名															
桜木 藤子															
姓 SAKURAGI 名 FUJIKO															
ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。															
性 別															
男 女															
生年 月 日															
2 1 0 8 2 2															
(都道府県名を左詰めで記入してください) (市区郡以下を記入してください)															
埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15															
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)															
桜木 藤子															
旅券番号															
M L 1 2 3 4 5 6 7															
発行年月日 西暦で記入															
2 0 1 3 1 2 0 1															
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。															
SAKURAGI															
この申請書を提出する日の年齢															
満(16)歳															
18歳以上の場合は、下欄の私是有効期限が()年の一般旅券の発給を希望します。															
現住所 (住民票に記載の住所)															
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町0-0-0															
ソニックハイツ502															
居所で申請する場合は居所も下段に記入してください															
住所 熊谷市筑波0-0-0															
氏名 熊谷北男															
申請者との関係 祖父															
電話 048 (XXX) XXXX															
携帯 090 (XXXX) XXXX															
メールアドレス ryoken@oxd.com															
電話 048 (XXX) XXXX															
日本国内の緊急連絡先															
住所 熊谷市筑波0-0-0															
氏名 熊谷北男															
申請者との関係 祖父															
電話 048 (XXX) XXXX															
※次の各事項に該当しているか否か、□に√印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)															
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか															
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか															
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか															
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか															
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか															
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか															
現在外国の国籍を有していますか。															
(※該当する枠内に√印を記入してください)															
外国 国籍															
「はい」の場合															
どの国の国籍ですか。															
取得年月日 年 月 日															
どのような方法で取得しましたか。															
外国籍の父又は母の子として出生															
外国での出生															
外国人との婚姻又は養子縁組															
帰化申請又は国籍取得届出															
外務省 03 13条 10 別名併記															
コード欄 04 対立地域 11 非ヘボン															
用紙の大きさはA4															

- 5 -



埼玉県旅券窓口一覧

※土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日・年末年始(12/29～1/3)は申請できません。
県の旅券窓口(大宮・川越支所・春日部支所)では、令和8年11月末まで、日曜日も申請を受け付けます。ただし、令和8年8月2日(日)、大宮は休業します。

①の市町村に住民登録のある方は、当該各市町の旅券窓口へご申請ください。

ただし、事情がある場合は、②の県の旅券窓口又は①の川口市パスポートセンター、熊谷市パスポートセンターで手続することもできます。

さいたま市、川越市、春日部市及び蕨市に住民登録のある方は、

②の県の旅券窓口又は①の川口市パスポートセンター、熊谷市パスポートセンターへご申請ください。



① 市町村の旅券窓口(50音順)

※休業日等は変更される場合がありますので各旅券窓口にご確認ください。

市町村の旅券窓口 (50音順)		申 請	受 取
あ	○上尾市にお住まいの方 名 称 上尾市役所マイナンバー・パスポートセンター 電話 048-871-6563 所在地 〒362-8501 上尾市本町3-1-1 上尾市役所本庁舎1階 最寄駅 JR 高崎線 上尾駅東口(徒歩 8 分)	月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 8:30～17:00 第2・第4土曜日 8:30～12:00 13:00～17:00
	○朝霞市にお住まいの方 名 称 朝霞駅前出張所/パスポートコーナー 電話 048-452-6033 所在地 〒351-0006 朝霞市仲町2-1-6-101 コンフォール東朝霞1階 最寄駅 東武東上線 朝霞駅東口(徒歩 1 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月・火・水・金・日曜日 9:00～16:00 (祝日が日曜日と重なる場合は受取可) 木曜日 9:00～19:30
	○伊奈町にお住まいの方 名 称 伊奈町役場 住民課 電話 048-721-2111 所在地 〒362-8517 北足立郡伊奈町中央4-355 最寄駅 埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル) 伊奈中央駅(徒歩 15 分)	月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 9:00～16:30
	○入間市にお住まいの方 名 称 入間市役所 市民課 電話 04-2964-1111 所在地 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 最寄駅 西武池袋線 入間駅南口(徒歩 10 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4土曜日 9:00～12:00
	○桶川市にお住まいの方 名 称 桶川市役所 市民課 電話 048-786-3211 所在地 〒363-8501 桶川市泉1-3-28 最寄駅 JR 高崎線 桶川駅西口(徒歩 10 分)		月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～17:15
か	○加須市にお住まいの方 名 称 加須市役所 市民課 電話 0480-62-1111 所在地 〒347-8501 加須市三俣2-1-1 最寄駅 東武伊勢崎線 加須駅北口(徒歩 15 分)		月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
	○川口市、埼玉県にお住まいの方 名 称 川口市パスポートセンター 電話 048-241-8010 所在地 〒332-0021 川口市西川口1-7-1 西川口駅前分室3階 最寄駅 JR 京浜東北線 西川口駅西口(徒歩 1 分)		月・水・金曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○川島町にお住まいの方 名 称 川島町役場 町民保険課 電話 049-299-1754 所在地 〒350-0192 比企郡川島町大字下ハツ林870-1 最寄駅 東武東上線 川越駅(タクシー 30 分)		月～金曜日 9:00～17:00
	○北本市にお住まいの方 名 称 北本市役所 市民課 電話 048-591-1111 所在地 〒364-8633 北本市本町1-111 最寄駅 JR 高崎線 北本駅西口(徒歩 10 分)		月～金曜日 8:45～16:30 土曜日 8:45～11:45
	○行田市にお住まいの方 名 称 行田市役所 市民課 電話 048-556-1111 所在地 〒361-8601 行田市本丸2-5 最寄駅 秩父鉄道 行田市駅南口(徒歩 10 分)		月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～11:30
	○久喜市にお住まいの方 名 称 久喜市パスポートコーナー 電話 0480-22-1111 所在地 〒346-0038 久喜市下早見85-3 久喜市役所1階 市民課(総合窓口)内 最寄駅 JR 宇都宮線・東武伊勢崎線 久喜駅西口(徒歩 15 分)		月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4・第5日曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
	○熊谷市、埼玉県にお住まいの方 名 称 熊谷市パスポートセンター 電話 048-577-5871 所在地 〒360-0037 熊谷市筑波3-202 ティアラ21 4階 最寄駅 JR 高崎線・秩父鉄道 熊谷駅(徒歩 2 分)		月・水・金曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○鴻巣市にお住まいの方 名 称 鴻巣市パスポートセンター 電話 048-577-3948 所在地 〒365-0038 鴻巣市本町1-2-1 エルミここのすアネックス3階 最寄駅 JR 高崎線 鴻巣駅東口(徒歩 5 分)		月・火・水・金曜日 9:00～16:30 木曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～16:30
	○越谷市にお住まいの方 名 称 越谷市パスポートセンター 電話 048-969-1818 所在地 〒343-0816 越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ4階 最寄駅 東武スカイツリーライン 越谷駅東口(徒歩 1 分)		月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
	○坂戸市、毛呂山町、越生町、鳩山町にお住まいの方 名 称 坂戸市パスポートセンター 電話 049-283-1331 所在地 〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 坂戸市役所1階 市民課内 最寄駅 東武東上線 坂戸駅北口(徒歩 15 分)		月～金曜日 9:00～16:30 土曜日 9:00～12:00
	○幸手市にお住まいの方 名 称 幸手市パスポートコーナー 電話 0480-43-1111 所在地 〒340-0192 幸手市東4-6-8 幸手市役所 市民課内 最寄駅 東武日光線 幸手駅(徒歩 20 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 9:00～16:00 休日開庁の日曜日 9:00～11:30

申請は月～金曜日

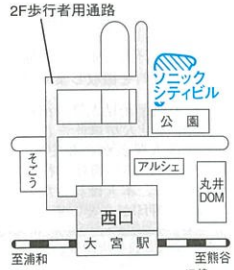
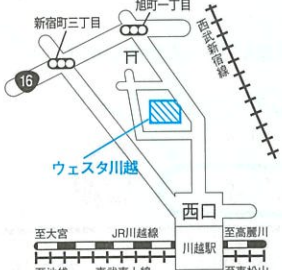
9:00

16:30

	市町村の旅券窓口 (50音順)	申 請	受 取
た	○狭山市にお住まいの方 名 称 入間川地区センター各種証明書発行コーナー 電話 04-2969-6311 所在地 〒350-1305 狭山市入間川1-3-1 狭山市市民交流センター2階 最寄駅 西武新宿線 狭山市駅西口 (徒歩 1 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～土曜日 9:00～16:30
	○志木市にお住まいの方 名 称 市民サービスステーション 電話 048-474-7788 所在地 〒353-0004 志木市本町5-26-1 マルイファミリー志木8階 最寄駅 東武東上線志木駅東口 (徒歩 2 分)	月～金曜日 (水曜日を除く) 9:00～16:30	月～日曜日 (水曜日を除く。ただし祝日の水曜日は開所) 9:00～17:15
	○白岡市にお住まいの方 名 称 白岡市役所 市民課 電話 0480-92-1111 所在地 〒349-0292 白岡市千駄野432 最寄駅 JR 宇都宮線 白岡駅東口 (徒歩 15 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 第2・第4日曜日 9:00～16:30 9:00～12:00
	○杉戸町にお住まいの方 名 称 杉戸町役場 町民課 電話 0480-33-1111 所在地 〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29 最寄駅 東武スカイツリーライン 東武動物公園駅東口 (徒歩 15 分)	申請は月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 第2日曜日 9:00～16:30 9:00～12:00
	○草加市にお住まいの方 名 称 草加市バスポートコーナー 電話 048-922-2944 所在地 〒340-8550 草加市高砂1-1-1 草加市役所本庁舎2階 最寄駅 東武スカイツリーライン 草加駅東口 (徒歩 5 分)		月～金曜日 第2日曜日 9:00～16:30 9:00～16:00
	○秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町にお住まいの方 名 称 秩父地域バスポートセンター 電話 0494-22-2211 所在地 〒368-8686 秩父市熊木町8-15 秩父市役所1階 市民課内 最寄駅 西武鉄道 西武秩父駅 (徒歩 5 分) 秩父鉄道 御花畑駅 (徒歩 5 分)		月～金曜日 第2・第4木曜日 毎月最終日曜日 9:00～16:30 9:00～19:00 9:00～12:00 13:00～16:30
	○鶴ヶ島市にお住まいの方 名 称 鶴ヶ島市役所若葉駅前出張所 バスポートコーナー 電話 049-272-5622 所在地 〒350-2201 鶴ヶ島市富士見1-2-1 ワカバウォーク1F 最寄駅 東武東上線 若葉駅東口 (徒歩 1 分)		月・火・水・金曜日 木曜日 日曜日 9:00～17:30 9:00～21:00 9:00～17:30
	○所沢市にお住まいの方 名 称 所沢市バスポートセンター 電話 04-2968-9719 所在地 〒359-0037 所沢市くすのき台1-14-5 グランエミオ所沢4階 最寄駅 西武線 所沢駅東口 (徒歩 1 分)		月～金曜日 第2・第4土曜日 9:00～16:30 9:00～12:00
	○戸田市にお住まいの方 名 称 戸田公園駅前出張所 電話 048-420-9734 所在地 〒335-0023 戸田市本町4-15-11 戸田公園駅前行政センター1階 最寄駅 JR 埼京線 戸田公園駅西口 (徒歩 1 分)		月～金曜日 土・日曜日・祝日 8:30～20:00 9:00～17:30
な	○新座市にお住まいの方 名 称 新座市バスポートセンター 電話 048-424-9166 所在地 〒352-8623 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎1階 市民課内 最寄駅 東武東上線 志木駅南口 (バス 12 分)、朝霞台駅南口 (バス 16 分) 西武池袋線 東久留米駅東口 (バス 17 分)、ひばりヶ丘駅北口 (バス 17 分) JR武蔵野線 新座駅南口 (バス 7 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 第2・第4日曜日 9:00～16:30 9:00～12:00
は	○蓮田市にお住まいの方 名 称 蓮田市役所 市民課 電話 048-768-3111 所在地 〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799-1 最寄駅 JR 宇都宮線 蓮田駅東口 (バス 10 分)	月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 第4日曜日 8:30～17:15 9:00～12:00
	○羽生市にお住まいの方 名 称 羽生市役所 市民生活課 電話 048-561-1121 所在地 〒348-8601 羽生市東6-15 最寄駅 東武伊勢崎線 羽生駅東口 (徒歩 15 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 第1・第3日曜日 9:00～16:30 9:00～11:30
	○飯能市にお住まいの方 名 称 飯能市役所飯能駅サービスコーナー 電話 042-974-2257 所在地 〒357-0036 飯能市南町1-22 最寄駅 西武池袋線 飯能駅 改札南側 (徒歩 1 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 第2・第4日曜日 9:00～17:00 9:00～12:30
	○東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村にお住まいの方 名 称 東松山バスポートセンター 電話 0493-63-5000 所在地 〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 東松山市役所1階 最寄駅 東武東上線 東松山駅東口 (徒歩 15 分)	月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 日曜日 9:00～16:30 9:00～12:30
	○日高市にお住まいの方 名 称 日高市バスポートコーナー 電話 042-989-2111 所在地 〒350-1292 日高市大字南平沢1020 日高市役所1階 市民課内 最寄駅 JR 川越線 高麗川駅 (徒歩 20 分)		月・水～金曜日 火曜日 毎月最終日曜日(3月除く) 3月は年度末臨時開庁日 9:00～16:30 9:00～19:00 9:00～12:30
	○深谷市にお住まいの方 名 称 深谷市バスポートセンター 電話 048-572-5770 所在地 〒366-0052 深谷市上柴町西4-2-14 イトーヨーカドーアリオ深谷3階 キラ上柴 最寄駅 JR 高崎線 深谷駅南口 (バス 10 分)		月～金曜日 土・日曜日 9:00～16:30 9:00～16:30
	○富士見市にお住まいの方 名 称 富士見市バスポートコーナー 電話 049-251-2711 所在地 〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800-1 富士見市役所1階 最寄駅 東武東上線 鶴瀬駅東口 (徒歩 20 分、バス 10 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月・火・水・金曜日 木曜日 第1土曜日 9:00～16:30 9:00～19:00 9:00～12:30
	○ふじみ野市にお住まいの方 名 称 ふじみ野市役所出張所バスポートコーナー 電話 049-261-0353 所在地 〒356-0006 ふじみ野市霞ヶ丘1-2-7 ふじみ野市サービスセンター2階 最寄駅 東武東上線 上福岡駅西口 (徒歩 1 分)		月～金曜日 日曜日 9:00～17:15 9:00～17:15
	○本庄市、美里町、神川町、上里町にお住まいの方 名 称 本庄市役所 市民課 電話 0495-25-1113 所在地 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 最寄駅 JR 高崎線 本庄駅北口 (徒歩 15 分)		月～金曜日 休日開庁の日曜日 8:30～17:15 8:30～12:00

	市町村の旅券窓口 (50音順)	申 請	受 取
ま	○松伏町にお住まいの方 名 称 松伏町役場 住民ほけん課 電話 048-991-1866 所在地 〒343-0192 北葛飾郡松伏町大字松伏2424 最寄駅 東武スカイツリーライン 北越谷駅東口 (バス 15 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4日曜日 9:00～13:00
	○三郷市にお住まいの方 名 称 三郷市バスポートセンター 電話 048-953-1122 所在地 〒341-0038 三郷市中央1-14-2 三郷中央におどりプラザ2階 最寄駅 つくばエクスプレス 三郷中央駅 (徒歩 3 分) JR 武蔵野線 三郷駅南口 (バス 15 分)	月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
	○宮代町にお住まいの方 名 称 宮代町役場 住民課 電話 0480-34-1111 所在地 〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1 最寄駅 東武スカイツリーライン 東武動物公園駅西口 (徒歩 5 分)		月～金曜日 9:00～16:30
	○三芳町にお住まいの方 名 称 三芳町役場 住民課 電話 049-258-0019 所在地 〒354-8555 入間郡三芳町大字藤久保1100-1 最寄駅 東武東上線 鶴瀬駅 (バス 15 分)	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 第1土曜日(変更の場合あり) 9:00～11:30
や	○八潮市にお住まいの方 名 称 八潮市役所駅前出張所バスポートコーナー 電話 048-932-8010 所在地 〒340-0822 八潮市大瀬1-1-1 マインループ1階 最寄駅 つくばエクスプレス 八潮駅北口 (徒歩 1 分) 東武スカイツリーライン 草加駅東口 (バス 30 分)	月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～13:00 ※日曜日は、八潮メセナ・アネックスで交付(八潮駅北口)
	○吉川市にお住まいの方 名 称 吉川市役所 市民課 電話 048-982-9692 所在地 〒342-8501 吉川市きよみ野1-1 最寄駅 JR 武蔵野線 吉川駅北口 (バス 15 分)	月～金曜日 9:00～16:00	月～金曜日 9:00～16:30 第1・第3日曜日 9:00～12:00
	○寄居町にお住まいの方 名 称 寄居町役場 町民課 電話 048-581-2121 所在地 〒369-1292 大里郡寄居町大字寄居1180-1 最寄駅 東武東上線・JR八高線・秩父鉄道線 寄居駅北口 (徒歩 1 分)	月～金曜日 9:00～16:30	月～金曜日 9:00～16:30
わ	○和光市にお住まいの方 名 称 和光市役所 戸籍住民課 電話 048-464-1111 所在地 〒351-0192 和光市広沢1-5 最寄駅 東武東上線・東京メトロ有楽町線・副都心線 和光市駅南口 (徒歩 20 分)		月～金曜日 9:00～16:30 第3土曜日 8:30～12:00

② 県の旅券窓口(駐車場はありませんので、電車・バス等をご利用ください)

名 称	バスポートセンター(大宮)	川越支所	春日部支所
案内図			
最寄駅	大宮駅 (徒歩 5 分)	川越駅(徒歩5分)/本川越駅(徒歩15分)	春日部駅 (徒歩 5 分)
所在地	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル2階	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階	〒344-0064 春日部市南1-1-7 県東部地域振興 ふれあい拠点施設(活樹ふれあいキューブ マツナガ) 5階
相談電話	(048) 647-4040	(049) 249-4181	(048) 739-1515
F A X	(048) 647-4076	(049) 246-3030	(048) 734-3325
申 請	月～金曜日 日曜日 9:00～16:30 休業日は申請できません。※令和8年11月末で、日曜日の申請受付を終了します。		
受 取	月・水・金・日曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 (16:30～19:30 は申請できません。)		
休業日	土曜日・国民の祝日に関する法律の休日・年末年始(12/29～1/3)、大宮は令和8年8月2日(日)も休業します。 祝日が日曜日と重なる場合は受取できます。		

●旅券(パスポート)の受取

受取は必ず本人です。代理での受取はできません。



- 有効旅券をお持ちの方は持参してください。持参しないと受取できません。
- 旅券は申請した旅券窓口で、お受け取りください。新しい旅券のお渡しには、**2週間程度**(祝日等が入るとそれ以上)かかります。
- 旅券は申請した日から6か月以内にお受け取りください。
- 受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付失効となった場合には次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。

- お受取の際、右表の手数料を、国手数料は収入印紙(現金で購入)、埼玉県手数料はキャッシュレス決済で納付してください。オンライン申請の場合に限り、クレジットカードによる一括払いも選択できます。

※「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。

申請区分	手数料	内 訳	
		国手数料 収入印紙 (現金で購入)	埼玉県手数料 キャッシュレス決済
10年旅券 (18歳以上の方)	9,300円	7,000円	2,300円
5年旅券 (18歳未満の方)	4,800円	2,500円	2,300円
残存有効期間同一旅券 (18歳以上の方)	5,800円	3,500円	2,300円

※オンライン申請の埼玉県手数料は1,900円です。

※クレジットカードによる一括払いも選択できます。

※収入印紙の販売場所は、申請する各旅券窓口にお問い合わせください